

事 調 第 1 0 8 9 号
平成 3 0 年 2 月 2 1 日

北海道土地改良事業団体連合会事業管理部長
北海道土地開発公社総務部総務経理課長
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部長
公益財団法人北海道農業公社農村施設部長
(一社)北海道農業建設協会会長
(一社)北海道農業土木測量設計協会会長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

平成 30 年工事設計労務単価の適用に係る特例措置について (通知)

農政部所管発注工事の平成 30 年工事設計労務単価 (以下「新労務単価」という。) については、「平成 30 年工事設計労務単価及び平成 30 年度設計業務委託等技術者単価 (基準日額) の適用について」 (平成 30 年 2 月 21 日付け事調第 1083 号農政部長通知) により積算基準日が平成 30 年 4 月 1 日以降の工事から適用を行うこととしておりますが、次のとおり運用に係る特例措置を講じることとして各 (総合) 振興局長に通知したのでお知らせします。

記

1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2 に定める工事の受注者は、北海道建設工事執行規則 (昭和 39 年北海道規則第 60 号) 別記「建設工事請負標準契約書式契約書」第 51 条の定めに基づき、平成 29 年工事設計労務単価及び平成 29 年施設機械工事等労務単価 (以下「旧労務単価」という。) に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された設計金額

k ：現請負代金額／現設計金額

4 請負代金額の変更請求

受注者による本通知に基づく請負代金額の変更の請求期限は、工期末の20日前までとする。

5 その他

- (1) 入札の公告等に当たっては、本特例措置の対象となる旨、仕様書等において明示すること。
- (2) 落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

〔 事業管理グループ 〕
〔 設計施工グループ 〕

事 調 第 1 0 8 3 号
平成 3 0 年 2 月 2 1 日

北海道土地改良事業団体連合会
事業部長
北海道土地開発公社総務部
総務経理課長
公益財団法人 北海道農業公社
農村施設部長
北海道立総合研究機構
農業研究本部長兼中央農業試験場長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課
技術管理担当課長

平成 30 年工事設計労務単価、平成 30 年施設機械工事等労務単価及び平成 30 年度設計業務委託等技術者単価（基準日額）の適用について（通知）

このことについて、別紙のとおり改定し、積算基準日が平成 30 年 4 月 1 日以降の事業に適用することとしたので通知します。

設計施工グループ
電話 011-231-4111
内線 27-183

平成30年度土地改良事業等単価の改定＜当初＞

(平成30年4月1日以降適用)

区分	内 容	備 考
追加		
削除		
改定	計：50件 公共工事設計労務単価、工場製作労務単価、電気通信工事関係労務単価	
単価改定	計：80件 公共工事設計労務単価、工場製作労務単価、電気通信工事関係労務単価、基準日額	